

支給市区町村（令和6年6月3日時点の市区町村）
小城市長 殿

令和6年度小城市物価高騰対策給付金（子ども加算）申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）

【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（ふりがな） 氏 名	性別	生 年 月 日	申請者の現住所（住民票所在地）
	男	明治・大正・昭和・平成・令和	
	女	年 月 日	電話 （ ）

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの自治体が発行する住民税非課税証明書又は住民税課税証明書を添付してください。（該当する方全員） ※証明書の添付がない場合は、給付金を支給することができません。
○令和5年度の住民税非課税世帯等に対する給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、対象となりません。
令和5年12月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、記載された住所地の市町村に支給の有無を確認する場合があります。

No.	（ふりがな） 氏 名	申請者 との続柄	性別	個人番号 生年月日	令和6年1月1日 及び 令和5年12月1日 時点の住所	異なる場合には それぞれの時点の住所を記載	住民税課税状況
1					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和 □非課税 □課税 6年度 □未申告 □課税(均等割のみ) 令和 □非課税 □課税 5年度 □未申告 □課税(均等割のみ)
2					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和 □非課税 □課税 6年度 □未申告 □課税(均等割のみ) 令和 □非課税 □課税 5年度 □未申告 □課税(均等割のみ)
3					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和 □非課税 □課税 6年度 □未申告 □課税(均等割のみ) 令和 □非課税 □課税 5年度 □未申告 □課税(均等割のみ)
4					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和 □非課税 □課税 6年度 □未申告 □課税(均等割のみ) 令和 □非課税 □課税 5年度 □未申告 □課税(均等割のみ)
5					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和 □非課税 □課税 6年度 □未申告 □課税(均等割のみ) 令和 □非課税 □課税 5年度 □未申告 □課税(均等割のみ)
6					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和 □非課税 □課税 6年度 □未申告 □課税(均等割のみ) 令和 □非課税 □課税 5年度 □未申告 □課税(均等割のみ)
7					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和 □非課税 □課税 6年度 □未申告 □課税(均等割のみ) 令和 □非課税 □課税 5年度 □未申告 □課税(均等割のみ)
8					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和 □非課税 □課税 6年度 □未申告 □課税(均等割のみ) 令和 □非課税 □課税 5年度 □未申告 □課税(均等割のみ)
9					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和 □非課税 □課税 6年度 □未申告 □課税(均等割のみ) 令和 □非課税 □課税 5年度 □未申告 □課税(均等割のみ)
10					R6.1.1時点の住所 □同一 □異なる R5.12.1時点の住所 □同一 □異なる		令和 □非課税 □課税 6年度 □未申告 □課税(均等割のみ) 令和 □非課税 □課税 5年度 □未申告 □課税(均等割のみ)

3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者名義の口座）※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 （左記様式でご記入ください。）	（フリガナ） 口 座 名 義
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信連 金融機関番号	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1. 普 通 2. 当 座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は、左欄にご記入ください。		通帳番号 （左記様式でご記入ください。）	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上または キャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1	※		

※通帳等の写し及び本人確認書類を添付して令和6年10月31日（木）までに申請してください。

不明な点は小城市役所社会福祉課地域福祉係（電話0952-37-6107）にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック（レ）してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

令和6年度小城市物価高騰対策給付金（子ども加算）（以下「給付金」という。）の支給要件（次の（１）～（７））に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- （１）世帯の全員が、令和6年度住民税所得割が非課税である。
- （２）世帯の中に、住民税課税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はない。
- ① （３）世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- （４）申請した給付対象児童は、全員扶養しており、生計を別にしている児童は含まれていない。
- （５）世帯の中に、小城市や他市区町村から物価高騰重点支援給付金（児童１人あたり5万円）又は同様の給付金を受けた者はいない。
- （６）世帯の中に、租税条約による住民税所得割免除の適用を届け出ている者はいない。
- （７）令和5年度住民税非課税世帯への給付（7万円）及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）の給付対象世帯ではない。
- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、小城市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 市区町村が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日（木）までに、小城市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 『令和6年度小城市物価高騰対策給付金（子ども加算）申請書（請求書）』
（申請を必要とする世帯の場合）（本書）
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』
※ 申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し（顔写真付きであれば1点で可）、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し（顔写真が無ければ2点）を添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ （「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分）
令和6年1月1日時点でお住まいの自治体が発行する『令和6年度住民税課税証明書』または『令和6年度住民税非課税証明書』の写し（コピー）
- ☐ （令和6年6月4日以降に小城市外へ転出し、転出後に出生した新生児について本給付金を申請（請求）する場合）
『出生の事実を証明する書類』
※ 出生届出済証明書、住民票の写しのコピーなどをご用意ください。
- ☐ （令和6年6月3日時点で別居している児童の給付を申請する場合）
『別居している児童の世帯の住民票の写し（コピー）』及び『別居している児童と申請・請求者の関係が分かる戸籍謄本の写し（コピー）』
- ☐ （代理人が本書を提出する場合）
様式第5号『委任状』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
（チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名